

第 2 3 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 6 年 1 月 1 5 日 (月) 午後 3 時 5 8 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 令和 6 年 1 月 1 5 日 (月) 午後 4 時 3 4 分

4. 出席委員 (1 5 人) の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員 (1 人)
 1 4 番 一 戸 辰 美

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 8 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 8 4 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 8 5 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 8 6 号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 8 7 号 引き続き農業経営を行っている等の証明について
 報告第 5 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 5 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐 藤 一 人	事務局次長 鈴 木 秀 樹	総括主幹 貴 田 尚 人	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	---------------	-------------------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 3 時 5 8 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 2 3 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
 1 番鈴木照子委員と 2 番成田春光委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、
 鈴木次長、書記には蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

議 長 それでは議案の審議に入りますが、議案第 8 3 号から議案第 8 7 号まで一括議題とし、順次審議に

入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず最初に議案第83号に関する、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

4番棟方廣光委員。

棟方委員

はい、4番棟方です。それでは、報告いたします。

去る1月5日、田村委員、事務局と現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が10件です。

いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項6号には該当しない権利取得と認められます。

以上です。

議 長

それでは、議案第83号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第83号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は10件です。No.1からNo.10については普通売買が4件、贈与が6件です。

農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

価格をお知らせします。

【価格について説明】

以上です。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第84号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第84号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は14件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

価格をお知らせします。

【価格について説明】

以上です。

議 長

なお、この件に関して鶴田町農業委員会会議規則第25条に基づき、本議案No.1が対象である、成田春光委員は本案件終了まで退席をお願いします。

【成田委員退席】

議 長

ただいま、事務局から説明のありました議案第84号のNo.1について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
ただちに表決に入ります。議案第 8 4 号の No. 1 について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成総員】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
本案件が終了しましたので、成田春光委員を復帰させます。

【成田委員着席】

議 長 それでは、議案第 8 4 号の No. 2 から No. 1 4 について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
次に、議案第 8 5 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 8 5 号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は 1 0 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
次に、議案第 8 6 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 8 6 号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は 1 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間については、記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
次に、議案第 8 7 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 8 7 号引き続き農業経営を行っている等の証明について。
租税特別措置法第 7 0 条の 4 第 1 項並びに地方税法附則第 1 2 条第 1 項の規定の適用農地等に係る農業経営を次の期間引き続き行っていることを証明するため、審議を求める。なお証明願いが遅延し提出された時は、認証時と事情が異なる場合を除き、追加し認証するものとする。証明願いがあった

3 件については、申請時に事務局で事情を聞き、適正に耕作されていると考えます。
以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

菊池委員 はい。これはどのような内容の案件ですか。

事 務 局 生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予を引き続き継続するにあたって、適正に耕作されているかの証明になります。

菊池委員 分かりました。

議 長 ほかにありませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。議案第 8 3 号及び議案第 8 4 号の No. 2 から No. 1 4 及び議案第 8 5 号から議案第 8 7 号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第 5 2 号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 5 2 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第 6 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
No. 1 から No. 3 について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約した日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので質問を打ち切ります。
次に、報告第 5 3 号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 5 3 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第 2 1 条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No. 1 から No. 1 1 については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後 4 時 1 8 分)

【暫時休憩】

議 長 再会します。(午後4時33分)

議 長 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第23回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後4時34分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年1月15日

議 長

委 員

委 員